

令和5年度飯田市PR動画コンテスト実施要項

令和5年11月1日

1 目的

飯田市の魅力を映像により発信するため、市民等が作成したPR動画をコンテスト形式で募集します。

2 募集内容

飯田市の魅力が伝わるPR動画（風景、イベント、観光資源、食べ物など）

3 募集期間

令和5年11月1日(水)～令和6年2月16日(金)

4 応募資格

個人、団体、法人、プロ・アマチュア、居住地等を問わず、どなたでも応募可能。

5 PR動画の用途

- (1) 応募いただいたPR動画を、飯田市ウェブサイト、広報いいだ（飯田市広報紙）等の飯田市刊行物やYoutube飯田市チャンネルなどの飯田市が利用する公式SNSで配信するほか、テレビ放映、市が主催するイベント等に利用します。
- (2) この場合において、応募者の氏名（希望によりハンドルネーム）、住所（市町村名まで）、作品の説明等も公表する場合があります。申し込みの際は、この点にご留意の上お申し込みください。
- (3) 飯田市が認めた団体等の公式ホームページにも掲載する場合があります。

6 応募条件

- (1) 応募者本人が制作したオリジナルのPR動画であり、未発表で他のコンテスト等に応募していないものに限りします。
- (2) 応募は1人につき1作品とします。
- (3) 応募者が撮影したものであれば、撮影時期や場所は問いません。

7 PR動画の仕様

- (1) PR動画の映像の長さは3分までとします。
- (2) 表現方法は問いません。実写、CG、アニメ、スライド、ドキュメンタリー、フィクション等すべて可とします。
- (3) 動画中の言語表現において、日本語以外の言語で行う場合は、PR動画に日本語訳の字幕を表示することとします。

- (4) 編集ソフト等による加工、編集は自由とします。
- (5) PR動画内に映り込んでいる応募者以外の被写体（人物、物品、商標、食品、店舗、建築物等）について、当該人物や物品等の権利者の承諾を得てください。
- (6) PR動画に使用する映像や音楽は、著作権処理が必要ないものを使用するか、著作権に関する必要な手続きが済んだものを使用してください。楽曲を使用する場合は「オリジナル楽曲」または「著作権フリーの楽曲」としてください。
- (7) PR動画のファイル形式は「MP4」とします。
- (8) PR動画の解像度はフルHD（1920×1080）とします。
- (9) PR動画のアスペクト比は「16:9」とします。
- (10) 政治目的、宗教等の宣伝や勧誘を意図する内容ではないものとします。

8 応募方法

- (1) 飯田市ウェブサイトから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入して、DVD等の記録媒体に保存したPR動画のデータと合わせて飯田市広報ブランド推進課に郵送・持参してください。
- (2) 実名ではなく、ハンドルネーム（ペンネーム）での公表希望も可能です。希望する場合は応募用紙にハンドルネームをご記入ください。ただし、PR動画が入賞した場合は、お名前の公開についてご相談します。
- (3) 応募に係る料金は無料です。
- (4) PR動画の制作費、応募に係る送料等一切の費用は、応募者本人の負担とします。
- (5) 申込時に提出された記録媒体の返却はしません。

9 審査の時期・審査方法

- (1) 審査は令和6年3月上旬に行い、審査結果は3月中旬に応募者に通知する予定です。
- (2) 審査は、飯田市広報ブランド推進課が指名する審査員により行います。
- (3) 審査基準
 - ア 構成、演出等が優れており、印象に残る作品かどうか。
 - イ 目的に合ったPR動画であり、飯田市の魅力が動画を見た方に伝わるかどうか
 - ウ 前6、7に規定する条件等を満たしているかどうか
 - エ その他、審査の際に必要な事項
- (4) 審査の結果に関する疑義及び不服は受け付けません。これに同意した上で応募していただくものとします。

10 賞

- (1) 最優秀賞 1点 賞金 10万円
- (2) 優秀賞 2点 賞金各5万円

- (3) 審査の結果、該当が無いまたは予定数に満たない場合があります。
- (4) 受賞者が18歳未満の場合、賞金に代えて、賞金相当額の図書カード等を授与します。

11 入賞作品の発表

入賞作品は、令和6年3月に開催する飯田市定例記者会見で発表予定です。

12 個人情報の管理について

応募用紙に記載された応募者の個人情報は、当コンテストの運営に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用しません。

13 著作権などについて

- (1) PR動画の著作権は応募者に帰属しますが、飯田市及び飯田市の許可した団体等は、応募者の許諾を要することなく、無償でPR動画を使用（「前記5 PR動画の用途」に記載するもの）できるものとし、応募者はこれに同意したものとみなします。
- (2) 飯田市は、無償で、PR動画の二次利用（複製、編集、上映、頒布等）を行うことができるものとし、ただしその際は、当該PR動画の応募者と協議するものとし、ます。
- (3) 応募者は、PR動画に関して著作者人格権を一切行使しないこととします。
- (4) 応募者は、飯田市が認めていないメディア媒体に無断でPR動画が掲載された場合も含め、PR動画の仕様に関する一切の責任を飯田市に問わないことを承諾の上、応募したものとみなします。
- (5) PR動画の内容などに関し、著作権や肖像権等、権利を有する者から権利侵害・損害賠償等の主張がなされた場合は、応募者の責任と負担で解決するものとし、ます。飯田市はその責任を負いません。作品の作成に当たっては、各種権利の侵害をすることのないようにしてください。

14 その他

- (1) 応募内容や応募作品に関し、虚偽や違反等があった場合は、入賞作品の発表後でも入賞を取り消し、賞金の返還を求めるものとし、ます。
- (2) 未成年者は保護者の同意を得た上で応募してください。なお、賞品の授与や関連する諸手続きについて、事前に保護者の同意を得ていること等を確認します。

15 禁止事項

次に該当する、あるいは該当するおそれがあると飯田市が判断した場合は、応募者に通知することなくPR動画の応募を無効とし、審査の対象から除きます。

- (1) 法律等に違反する又は違反するおそれのあるもの
- (2) 個人、企業、団体等を中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
- (3) 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの
- (4) 政治目的、宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）が関与していると認められるとき。
- (7) 立ち入り禁止、撮影禁止場所で撮影したもの
- (8) 他の動画サイト等で公開されているもの
- (9) 他の個人、企業、団体等になりすましたもの
- (10) 前6、7に規定する条件等を満たさないもの
- (11) 本コンテストの適正な運用を妨げるもの
- (12) その他、飯田市が不適切と判断したもの
- (13) 応募者は、本要項の内容を確認し、同意または了承して応募したものとします。

16 申し込み、問い合わせ

〒395-8501

長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市広報ブランド推進課

電話0265-22-4511（内）2320、2322

E-mail : ikouhou@city.iida.nagano.jp